



2019年10月24日

各 位

会社名 株式会社クロスフォー  
代表者 代表取締役社長 土橋 秀位  
(コード番号: 7810 東証 JASDAQ)  
問合せ先 取締役 米光 信彦  
(TEL.057-008-9640)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年9月24日開催の取締役会において、2019年10月25日開催予定の第32期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件は、定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することが決定した2019年9月24日開催の取締役会の終了後、速やかにお知らせすべきにもかかわらず、開示時期が遅延したことを深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 変更の理由

取締役会をより機動的に運営できるようにするため、定款第26条に取締役会の書面決議を可能とする規定を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年10月25日
定款変更の効力発生日	2019年10月25日

以上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 25 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 26 条～第 29 条 (現行どおり) 第 5 章 監査役および監査役会 第 30 条～第 39 条 (現行どおり) 第 6 章 会計監査人 第 40 条～第 41 条 (現行どおり) 第 7 章 計算 第 42 条～第 45 条 (現行どおり)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 25 条 (現行どおり) 第 26 条 (取締役会の書面決議) <u>当社は、取締役が提案した決議事項について取締役 (当該事項につき議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>第 27 条～第 30 条 (現行どおり) 第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条～第 40 条 (現行どおり) 第 6 章 会計監査人 第 41 条～第 42 条 (現行どおり) 第 7 章 計算 第 43 条～第 46 条 (現行どおり)</p>